

第8回 新城地域協議会 会議録（要約）

日 時	平成27年1月20日（火） 午後7時 ～ 午後8時40分
場 所	新城市勤労青少年ホーム2階 集会室
出席者	委員22名（欠席者1名） 事務局 3名
傍聴人数	1名
次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開会</li> <li>2. 報告 空き家バンク制度について（企画課）</li> <li>3. 議事             <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）地域活動交付金募集要項について</li> </ol> </li> <li>4. その他             <ul style="list-style-type: none"> <li>・新城地域自治区地域防災交流会の開催について</li> <li>・市民活動講座の開催について</li> <li>・地域づくりフォーラムの開催について</li> </ul> </li> </ol>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開会 本日の会議成立の報告及び会議録署名委員の指名（鈴木委員・小澤委員）</li> <li>2. 報告 空き家バンク制度について 企画課から、平成27年度の実施に向けた新城市空き家バンク制度の概要について説明を行った。 ＜主な意見等＞</li> </ol>	
会長 企画課	<p>アンケートについて、希望する、希望しないとあるが、この下記情報の提供を希望するというのは、中身はどういうものですか。</p> <p>こちらの情報というのは、行政区の主なルールや区費の額などを事前に入居を希望される方に、ホームページ等でお示しすることを希望する、しないについて、アンケートで調査させていただきたいというものです。</p>
<ol style="list-style-type: none"> <li>3. 議事             <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）地域活動交付金募集要項について 今年度の募集要項を基に、平成27年度地域活動交付金の募集要項作成のため、項目ごとに検討した。 【検討結果】                 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 募集要件・・・変更なし。</li> <li>2. 募集期間・・・平成27年4月1日から平成27年5月15日</li> <li>3. 交付金の額・・・変更なし。</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>	

<p>4. 追加募集・・・追加募集の実施は、地域活動交付金審査会終了後に決定する。</p>	
<p>2. 募集期間について          &lt;主な意見等&gt;</p>	
委員	<p>業者からの見積書をとるのに期間が必要かと思いますが、各地域もこの募集要項に慣れてきた感じがしますので、この期間で良いと思います。</p>
<p>3. その他地域活動交付金について          &lt;主な意見等&gt;</p>	
委員	<p>これまでの実績では、公民館活動をより活性化するための施設整備が多く、今後は、NPOや地域団体等が活動拠点整備を行いたい場合の申請があると思いますが、その審査がこれから難しくなってくるのではないかということが危惧されます。拠点が自宅であるという可能性もありますので、整備というところどこまで線引きができるのかという問題があるので、活動と施設整備について、何らかの基準を分けた方が良いのではないかと思います。</p>
会長	<p>全くその通りだと思いますが、公民館の整備については以前にも当分の間はということで議論したこともあったと思いますが、来年度はどんなものかということと、付随して公民館以外の施設整備について、どう考えたらよいのだろうかということでご意見をいただきたいと思います。</p>
委員	<p>一つの考え方としては、一部自己負担として100%にしないという方法もあると思っています。</p>
委員	<p>先ほどの公民館以外の施設というのは、個人宅や会社などを言われるのでしょうか。</p>
事務局	<p>例えば、まちなかの空き店舗を利用してしんしろ城下町の会が活動拠点をつくりたいというような場合ですよね。</p>
委員	<p>そうです。そういうことです。</p>
委員	<p>そのための審査会があるということではないですか。委員の皆さんが認めればOKですし、認めなければできないということですよ。ですから、申請はしていただいても結構ですということの良いではないですか。</p>
委員	<p>その通りだと思います。言いにくいですが、これまでは件数が少なかったもので、今の審査基準では全部通ってしまうという結果になってしまうと思いますので、件数が少ない場合には、これはというものでも審査に通ってしまうかもしれないので、そういう問題が起きてくるかなと思います。</p>
委員	<p>それでも審査に通れば良いと思いますし、そのためにこれだけの</p>

委員	委員の皆さんがいるのだと思います。
会長	今の、通れば良いということにも、色々と落とし穴ではないですが、考え方の相違というものがあるかと思いますが、審査会で十分に話し合ってもらえば良いのではないかと思います。
委員	この制度ができて、すぐに反応した公民館は申請したと思いますが、制度ができたばかりでどんな制度かと言っているうちに募集の締め切りが来てしまったところが、採択された事業の結果を見て、これならうちでもやりたいということもありますので、あまり早々に公民館の整備に絡む申請を止めてしまうと、乗り遅れた公民館が出せなくなってしまうということもあると思います。
事務局	今まで、ハードが多かったですが、例えば、行事やイベントについての申請をした場合、飲食や遊びという部分について、この制度がどこまで対象になってくるかということですが。
委員	市全体の一律の取り決めとして、飲食に関してはお茶程度ということになっています。例えば、お茶も認めないというような厳しくする独自のルールを作るには良いということになります。物については、消耗品という考え方のなかでどの程度まで購入できるかということになりますが、参加賞や順位づけした場合に贈る賞品は認められませんが、事業をPRする公益目的での販促品であれば認められます。事前の相談の中で、具体的に一つ一つ交付対象かどうかという話をさせていただいています。
事務局	申請を受けてしまうと審査の土俵に上げることになってしまうし、事務局が悩んで、それを判断できないこともあると思う。とりあえず準備期間は門戸を広げておいても、次のステップとして申請に入る前に疑問だと思うものをやるべきだと思う。
委員	判断できないものについては、分科会を立ち上げて少数の委員で練ってもらって、最後に決まったことを協議会に報告してもらって決定すれば良い。
事務局	問題は、どのタイミングで分科会を行うか。申請を受ける前に行うのか、申請後に行うのかになります。スケジュール的にも申請期間が4月1日から5月中旬ということで早く出した団体とギリギリに出す団体がありますのでどのように行うか何回行うのか、班編成を組んで行うのか、委員さんの負担がかかってしまうと思います。
会長	申請前の段階で行うことが果たして可能なのか難しいことです。事前で却下してしまうことになってしまわないか、事務局が行うのは、決まりに基づいて判断していくところなので、そこに委員が入ってしまうとややこしくなってしまうのではないかと感じます。
委員	しかし、土俵に挙がってから駄目というのは酷な話ではないです

事務局	<p>か。それなら、事前にこのように変えた方が良いというアドバイスをするとすることも我々の役目のような気がします。</p>
事務局	<p>市の基準としては交付対象経費というところを審査ではそれを基準通りに認められるかというところを判断していただく場になりますので、交付対象経費か対象外経費かというところは、やはり事務局で判断し、できるだけ交付対象経費として挙げられるようにアイデアを出していくということになると思います。</p>
委員	<p>審査会なので、予算以上に申請があった場合には、とにかく全部受けて、不採択になるというのはあって当然ではないですか。親切にその前にやらなくても良いのかなと思います。今までは、予算の範囲内での申請数であったために全ての事業が採択されてきたのではないですか。</p>
事務局	<p>他の自治区では、予算以上の申請件数が出ており、30点という基準はクリアしていても不採択となってしまう団体があります。基準となる30点を超えていた場合であっても、一部の支出に関しては認められないという審査結果もあり得るので、第一段階として要件を満たしているかを事務局でしっかり判断もらって、審査会でさらに見ていくという形になります。</p>
委員	<p>私もそういうことで良いと思いますが、先ほど分科会形式でチェックするという話があったわけですが、公平性という観点で見ると、審査員がチェックしてアドバイスをするというのはあまりよくないのかなと思います。ですので、ここにいる方は事前にタッチはしないけれども、応募する方法や活動が審査に適合しているかどうか、どのように申請書を書いたら審査する人に伝わりやすいかなどのアドバイスをする人が別のところにいれば良いと思います。</p>
事務局	<p>地元の地域活動支援員にそういった相談に行くというのも一つのツールになるのではないかと思います。</p>

【終了】